



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年12月2日金曜日 第2830号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）... 945

## 告 示

保安林の指定施業要件の変更（6件）.....（森林整備課）... 946

道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 947

土地改良区役員就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 948

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）.....（中予地方局管理課）... 948

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 948

指定道路の指定.....（ " " ）... 948

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 948

砂利採取業務主任者試験の合格者.....（土木管理課）... 949

## 公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....（警察本部警務課）... 949

## 規 則

### ○愛媛県規則第42号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>様式第1号</b>（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 <b>様式第1号</b>（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「基準事業年度」の欄は、<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</li> <li>省略</li> <li>常時雇用する労働者の数（当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。）は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者及び<u>高年齢被保険者</u>の総数を記載すること。 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した</li> </ol>	<p><b>様式第1号</b>（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 <b>様式第1号</b>（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「基準事業年度」の欄は、<u>平成24年4月1日から平成25年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</li> <li>省略</li> <li>常時雇用する労働者の数（当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。）は、適用対象事業年度終了の日現在における雇用保険の一般被保険者及び<u>高年齢継続被保険者</u>の総数を記載すること。 なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した</li> </ol>

事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4～6 省略

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

3 常時雇用する労働者の数(当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。)は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4～6 省略

事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4～6 省略

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「平成25年1月1日から平成25年12月31日まで」と記載すること。

2 省略

3 常時雇用する労働者の数(当該数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。)は、適用対象年の末日現在における雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者の総数を記載すること。

なお、事業所が複数ある場合は、各事業所分を合計した事業所全体の常時雇用する労働者の総数を記載すること。

4～6 省略

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1324号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町岩渕己6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
津島町岩渕己6(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1325号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、

次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘菊川510の1・512の1・513の1・522の1  
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、488の1、488の2、495、496、498から502まで、503の1、503の2、504から509まで、512の2、514から516まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度  
変更しない。
  - (2) 植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1326号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町御荘和口1023・1029・1049の1・1050・1051・1089・1097の1・1098・1099の2・1123の1・1124の1・1125・1132・1133・御荘長洲738・739・740の2・754・844・846から850

まで（以上24筆について次の図に示す部分に限る。）御荘和口1044、1045、1097の4、1099の1、1100、1102から1105まで、1123の2、1126、1130の1、1131の1、1152、1155、御荘長洲617、620から623まで、624の2、625から627まで、628の2、629から632まで、716の1、718、721の1、726の1、727から730まで、731の2、733から737まで、741の2、742、743、753、755から763まで、766から769まで、791、795の2、796、797の1、798の1、840の2、841の3、842、843、845、861、870、871

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成28年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和60年2月7日農林水産省告示第215号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
昭和61年6月4日農林水産省告示第847号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成28年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
平成2年6月13日農林水産省告示第769号（三に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成28年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山750番から 同町上山732番地先まで	旧	メートル 5 8 ~ 23 6	キロメートル 0.700	
			新	12 5 ~ 75 3	0.700	

○愛媛県告示第1331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年12月2日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	松田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	松山市余戸南五丁目1984番5から 同市余戸西一丁目1927番2まで	平成28年12月7日

○愛媛県告示第1333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年12月2日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第33号 平成28年11月22日	伊予郡松前町大字西高柳字出合176番1、176番2、177番1、177番3	松山市清住二丁目1147番地4 （有）オフィス・オオタニ 代表取締役 大谷 佳洋

○愛媛県告示第1334号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年12月2日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日  
平成28年11月18日
- 3 指定道路の位置  
伊予市下吾川字柳74番2
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 33.49メートル
  - (2) 幅員 4.02メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中村 時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年11月22日	特定非営利活動法人まもる	小川 純人	松山市一番町1丁目14番地7	この法人は、社会的弱者に陥りやすい高齢者・低所得者・障がい者・病弱者・一人親世帯・女性・こども・罪を犯した者に対して、自立して生きるためのあらゆるサポートを行うとともに、自律心（自分で立てた規範に従って、自分のことは自分でやっていく）を育む事業を行うことで、彼等が尊厳を持って安心して暮らせるよう支援し、社会とのつながりの回復と安全な地域社会の実現を図ることで、個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

**砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について**

平成28年11月11日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年12月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号
------

1
---

---

公安委員会規則

---

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成28年12月2日

愛媛県公安委員会委員長 増 田 吉 利

**愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第49号）の施行期日は、平成28年12月19日とする。